

平成21年3月23日

ご担当者様

笠岡市長 高木直矢
(公印省略)

岡山県心身障害者医療公費負担制度及びひとり親家庭等医療
公費負担制度の月額上限額の変更について(お願い)

日頃から本市の福祉行政に格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、心身障害者医療公費負担制度及びひとり親家庭等医療公費負担制度につきましては、「一部負担金の月額上限額」を定めているところですが、平成21年4月から金額が一部変更となります。

つきましては、4月1日以降、窓口で必ず新しい受給資格証を確認していただきますようお願いいたします。

記

1 実施日 平成21年4月1日(水)診療分から

2 月額上限額

《現行》

	通院	入院・合算
一定以上	44,400	80,100+1%
一般	12,000	44,400
低所得Ⅱ	2,000	12,000
低所得Ⅰ	1,000	6,000

《平成21年4月以降》

	通院	入院・合算
一定以上	44,400	80,100+1%
一般	12,000	44,400
低所得Ⅱ	4,000	12,000
低所得Ⅰ	2,000	6,000



4,000
2,000

3 受給資格証の有効期限 平成21年4月1日～平成21年6月30日

【問い合わせ先】市民課 国保・年金グループ TEL69-2130